

池之原小学校いじめ防止基本方針 R3 一部改訂

東串良町立池之原小学校

1 基本方針

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」といういじめに対する認識を全教職員で共有し、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に取り組む。

2 内容に関する事項

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 未然防止の観点

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(3) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、常日頃から地域、家庭と連携して児童を見守る。

イ いじめは気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。

ウ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく早い段階から「生活指導対策委員会」を活用して、いじめに係る事実関係を組織的に掌握し、早期対応を講じる。

(4) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行い、組織的にいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

イ 速やかに教育委員会へ連絡・相談を行い、事案に応じてSSWやSC、児童民生委員や関係機関等と連携し、いじめに対処する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

エ ネット上の誹謗中傷やメールやLINE等のSNSトラブルの防止に向け、情報モラルの指導を計画的に行う。また、中学校と連携した指導に努める。

オ ネットいじめについては、被害拡大を防ぐために、教育委員会や警察等の関係機関との連携を迅速に進める。

(5) 重大事態への対処

ア 重大事態とは、以下の疑いがある場合「重大事態」と認定する。

① いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑

いがあると認めたとき

- ・「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

③ 児童や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあったとき

イ 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。

ウ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。（いじめ対策委員会（生徒指導対策委員会が母体））

エ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

オ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 教職員の資質の向上

教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対処ができるよう、SSWやSC等の専門家を活用してカウンセリング能力を高めるなど、職員研修等を通していじめに係る理解を深め、資質の向上に努める。

(7) 地域や家庭、関係機関との連携

ア PTAや地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

イ いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であるので、家庭と十分な連携を図る。

ウ いじめ問題の対処に十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携して対処する。また、平素から関係機関との情報共有体制を構築し、児童や保護者に関係機関を適切に周知しておく。

3 基本方針の全体計画



4 年間計画

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画検討 いじめアンケート集計・分析と対策	いじめアンケートの実施 (毎月実施)	「池之原小よい子のやくそく」の指導 「いじめ問題を考える週間」(道徳, 学級活動)の実施 6年総合学習「かけがえない命」 (4～7月)	1年生を迎える会	各教科における指導計画の確認	教育相談(毎週金曜日) アンケート結果個別相談 家庭訪問	学校経営基本方針の確認 「いじめ問題を考える週間」実施計画 事例研(毎水曜日)
5	P T A総会及び研修計画と内容 町教委学校訪問 学校経営の説明及び指導助言		春の一日遠足 授業参観(道徳等) 5・6年総合学習「情報モラル」		P T A総会(情報モラル) 小・中連携協議会・相互授業参観(情報モラル等, 東串良中)		
6		5・6年魅力ある学校づくり評価	5年宿泊学習	児童総会	アウトメディア週間(メディアとの付き合い方-全学年)	S S W, S C教育相談	地区道徳教育研修会
7	学校評価等の実施と今後の取組 学校評議員会評価と今後の取組	児童・保護者による自己評価実施	5年性教育(動物と人のいのちのはじまり)		学校保健委員会(情報モラル)		町S S W連絡協議会 県人権・同和教育研究大会
8	町悉皆研修会(情報モラル)への参加と資質の向上		出校日の学級指導(PTA読み聞かせ, 人権感覚, 情操)				人権教育研修会 情報モラル研修会(教職員・保護者) いじめ問題対策セミナー
9	アンケート分析と対策	携帯・スマホ等実態調査	「いじめ問題を考える週間」(道徳, 学級活動)の実施	運動会標語作り(仲間と力を合わせて)	携帯・スマホ等実態調査結果に基づく啓発(週報・学校便り, 保健便り等)	アンケート結果個別相談	県人権同和教育基礎講座
10			修学旅行 秋の一日遠足 6年性教育(メディアとわたしたち)			全保護者対象教育相談旬間	
11	「学校楽シート」結果と個別指導, 保護者連携 学校評議員会評価と今後の取組	「学校楽シート」アンケート調査実施	「かごしまの教育」県民週間, 土曜参観(道徳等)及び心の教育の日(学級指導) 相互授業参観(道徳等)		小・中連携協議会・相互授業参観(情報モラル等, 本校)	アンケート結果個別相談 S S W, S C教育相談	「学校楽シート」結果に基づく指導について
12	人権週間の実施 学校評価等の実施と今後の取組	児童・保護者による自己評価実施	人権教室(全学年)	標語作り(人権週間) お楽しみ集会			いじめ問題事例研修と3学期の取組
1	「学校楽シート」結果と個別指導, 保護者連携	「学校楽シート」アンケート調査実施		ゲームを通じた異学年交流集会	学級P T A・学校保健委員会(情報モラル) 小・中連携協議会・相互授業参観(情報モラル等, 柏原小)	アンケート結果個別相談	ネットいじめ対策研修会
2			研究授業(算数科における言語活動, コミュニケーション能力の育成)	柏原小との交流(6年)		S S W, S C教育相談	町S S W連絡協議会
3	学校評価等の実施と今後の取組 次年度活動計画案作成	児童・保護者による自己評価実施	P T A読み聞かせ(人権感覚, 情操) お別れ遠足	お別れ集会	学級P T A(携帯・スマホ等情報モラル指導の評価と反省)		いじめ問題事例研修と次年度の体制について